

平成 29 年 第 8 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 8 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 8 月 18 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 8 月 18 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 29 年 8 月 18 日 午前 10 時 05 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 2 番	上野 紀男		席番 3 番	中村 正人	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 64 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 66 号 非農地証明願の承認について 議案第 67 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 68 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 29 年第 8 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>まず、最初に議事運営についてお願いがあります。農業委員会に関する法律第 24 条の規程に基づき退席している場合ですが、入室の許可があつてからの入場となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 2 番、上野委員と、席番 3 番、中村委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>6 月の総会であっせんのご依頼がありました〇〇さん分ですが、数名の方に話をしていますが、なかなかまとまらないところです。継続してあっせん活動を行ないたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、野口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	野口	<p>はい。〇〇さんの件ですが、現在交渉中で、今月には何とかあっせんを成立させたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉松委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>7 月の総会で依頼のありました〇〇さんのあっせんにつきましては、価格の面で折り合っておりませんので、引き続き活動を続けたいと思っております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、大迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒にお願ひします。</p>
委員	大迫	<p>先月依頼を受けました〇〇さんの分ですが 8 月 10 日に申請人から、取消</p>

議長	山下	<p>してほしいと申出がありましたので、打ち切りとさせていただきます。</p> <p>ただ今、大迫委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありました。報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしということですので、打ち切りといたします。
委員	大迫	<p>大迫委員、次の報告をお願いします。</p> <p>次に、〇〇さんの件ですが、あっせんが成立しましたので報告いたします。譲受人は松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんは、認定農業者であり夫婦で50頭の和牛生産と水稻を栽培されております。この圃場までは、自宅から3分ぐらいです。飼料を作付けするとのことでした。成立日は8月4日、価格は畑7,363㎡で10アール当たり20万円でございました。あっせん委員は谷口委員と私大迫でした。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>先月の総会であっせん依頼のありました〇〇さんの分についてあっせんが成立しましたので報告いたします。</p> <p>4ページの24番でございます。</p> <p>譲受人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、地目は畑で3,276㎡の現在茶畑でございます。茶の認定農業者でございます。</p> <p>あっせん成立は、7月28日、金額は総額で190万円で決まりました。</p> <p>あっせん委員は私と吉松委員でした。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>7月20日から21日にかけて、農業委員先進地研修視察で、岐阜県下呂市農業委員会に行ってきました。</p> <p>下呂市では、畜産と夏冬トマトを主農業として、農地集積や後継者育成に取り組んでおり、良い勉強になりました。</p> <p>8月4日、鹿児島県農業会議臨時理事会が、開催され、補充委員の選任について、協議されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>

主任主査 大野	<p>今回は、10 件の申請でございます。</p> <p>まず、6 ページ、番号 88 番を審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい議長、それでは議案第 63 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 88 番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、6 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん 83 歳で、譲受人は同じく曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん 59 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 3,055 平方メートルです。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんの親子間による贈与、受贈であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、県道志布志有明線を蓬原から野神方向に進みますと右手に原田機械店があります。そこから南に 300m ほど進んだところにあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 2 ページののとおりでございますが、甘藷を作付けしていくとの事であります。</p> <p>通作距離は 5 km、車で 15 分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号 88 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p>

<p>委員 隈元</p>	<p>次に、番号 89 番を審議いたします。</p> <p>隈元委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 89 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、静岡県御殿場市西田中〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。伯父、甥の関係になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、まず大谷の田ですが、塗木大隅線を宮下方向に進み上園大谷線の大谷温泉に向かう道ですが途中に〇〇さんの両親の自宅がありますが、そこから東の川向の田です。そして、丸尾の畑 2 枚は塗木大隅線から市道中段黒土田線にはいると大谷山自然公園がありますが、そちらに向かって 700 メートル進んだところにあります。大野原の田は市道大野原論田線にはいり、すぐのところにあります。通作距離は、ひとつは 2 分、もうひとつは 5 分、10 分ぐらいのところですよ。</p> <p>〇〇さんは、両親と生産牛 12 頭を飼育しています。今までもこの畑に飼料や甘藷を作付けしていましたが、今後も飼料を作付けするとのことでした。機械はトラクター 3 台、田植機 1 台、ハーベスタ 1 台、軽トラ 2 台、ダンプ 1 台を所有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまふ。また周囲の状況からも支障はないと思われまふ。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、7 ページ、番号 90 番を審議いたします。</p> <p>長岡委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 長岡</p>	<p>それでは、報告させていただきます。会長から依頼のありました、番号 90 番を報告させていただきます。</p>

		<p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりであります。県道3号線日南志布志線の又木庭園建設の丁度後ろ側になります。</p> <p>本人宅からは、約1分のところにありまして、受け人の方は今までも甘藷を作付けしておりましたが、叔父さんにあたります。名義が変わってないということに気づき移転するということになります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号91番を審議いたします。</p> <p>橋口委員説明をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>会長より依頼のありました、番号91を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、神奈川県伊勢原市串橋〇〇番地の〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。本人宅から今回購入されました畑まで車で約10分のところにあります。〇〇さんは甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>

会場 議長	委員 山下	<p>いませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 92 番を審議いたします。</p> <p>番号 92 番は 8 ページに続きます。</p> <p>坪山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>会長より依頼のありました、番号 92 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大阪府堺市西区草部〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 81 歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さん 63 歳であります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所は、田は早馬自治会ですが県道志布志有明線がありますが、そこを上門方向に 100 メートル行きますと左にアリス美容室があります。そこから左折して行きますと旧茶の試験場がありますがそこを 100 メートル行った右側にあります。田の 3 筆につきましては、自宅から農道を南方向へ約 700 メートル行きまして左折し東へ 300 メートルの所にあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者でありまして、本人奥さん娘さんと 3 人で暮らしており、生産牛 16 頭で現在子牛が 10 頭おります。飼料米と飼料を主に栽培しておりまして申請地にも飼料を作付けするとのことでございます。</p> <p>農機具は、トラクター 3 台、自走式田植機 1 台、軽トラ 1 台、1 トントラック 1 台、タイヤショベル 1 台、コンポー機 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、8ページ、番号93番を審議いたします。 中之内委員説明をお願いいたします。
委員	中之内	会長より依頼のありました、番号93番について報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、伊崎田中野公民館から北西へ500メートル、本人宅からも西へ100メートルのところがございます。 〇〇さんは、夫婦で水稻と甘藷を栽培されており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことでした。 農機具は、トラクター、ハーベスタを所有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号94番を審議いたします。 番号94番と、9ページ番号95番は、関連があるため、一緒に報告をいただきたいと思ひますがご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 萩迫委員説明をお願いいたします。
委員	萩迫	会長より依頼のありました、番号94と95を報告させていただきます。 まず、94の譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇〇号にお

		<p>住まいの〇〇株式会社代表取締役 〇〇さんで 95 の譲渡人は志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、高規格道路の有明北インターから県道志布志福山線を岩川方向へ約 800 メートル行ったところの西側にあります。場所は、〇〇さん宅の道路真向かいにあります。</p> <p>〇〇さんは、茶の専業農家でありまして、家族 6 人でお茶を栽培しております。申請地にはお茶を作付けすることでした。</p> <p>茶の機械は、摘菜機、防除機、管理機、トラクターなどを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。まず、番号 94 番につきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、9 ページ、番号 95 番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 96 番を審議いたします。</p> <p>樽野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	樽野	<p>会長より依頼のありました、番号 96 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲</p>

		<p>受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、芝用より県道有明志布志線を野神の方へ2キロ行った右側のところです。自宅の前の畑です。</p> <p>〇〇さんは、水稻と野菜を主に栽培しており、申請地には野菜を作付けするとのことです。</p> <p>農機具は、耕運機を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号97番を審議いたします。</p> <p>立山委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	立山	<p>会長より依頼のありませぬ、番号97を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、福岡県福岡市城南区東油山〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さん68歳です。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん55歳です。従兄弟による贈与受贈です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所ですが、国道269号線沿いの山重小学校前の国道を北へ約1キロ行きて、有明志布志線の県道と交わるところがあります。そこを200メートル行ったところの右手の畑になります。</p> <p>本人宅からは、約2～3分のところで、約500メートルくらいです。</p> <p>〇〇さんは、娘夫婦と3人で野菜や甘藷、水稻を栽培されておられます。</p> <p>申請地には甘藷を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農業機械は農業公社を利用しているとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条</p>

議長	山下	<p>の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p>
委員	上野	<p>次に、日程第5、議案第64号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>11 ページ、番号14番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、上野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第64号、番号14番をご報告いたします。</p> <p>調査日は8月8日、調査委員は中之内委員、立山委員と私上野と事務局より2名と農政課1名が同席されました。別紙資料は4頁～6頁になります。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇〇棟の〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志町の一丁田より宇土鼻線の市道で片平信号機の南側の方へ50メートルの所と蓬の郷の北東の200メートルのところでございます。</p> <p>変更後の用途は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は畑、西側は公衆用道路です。排水は、集落排水を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ない</p>

		との意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしくお願いします。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって、日程第5、議案第64号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。
		次に、日程第6、議案第65号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
		最初に、13ページ、番号44番を審議いたします。
		現地を調査された大迫委員の報告をお願いいたします。
委員	大迫	議案第65号、番号44番についてご報告いたします。
		調査日は8月8日、調査委員は吉松委員と私大迫、事務局から2人出席のもと調査いたしました。
		譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、熊本市北区飛田〇丁目〇〇番〇〇号〇〇にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は、行政書士の〇〇さんでございました。
		別紙説明資料は7頁から9頁になります。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所ですが、松山温泉入口から広域農道を挟んで北側になります。
		転用目的は太陽光発電施設です。
		周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は公衆用道路、西側も公衆用道路です。排水につきましては、広域農道の側溝を利用するとのことでした。
		申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意

議長	山下	見の一致をみました。ご審議方、よろしく申し上げます。 終わります。
		はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 45 番を審議いたします。
		現地を調査された吉松委員の報告をお願いいたします。
委員	吉松	議案第 65 号、番号 45 番についてご報告いたします。
		調査日は 8 月 8 日、調査委員は大迫委員と私吉松、事務局より 2 人同行して貰いました。
		譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん、志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇〇さん、志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇〇さんの 3 人です。譲受人は、大阪市北区西天満〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。
		別紙説明資料は 10 頁から 12 頁になります。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、志布志から伊崎田へ向かう、県道 63 号志布志福山線沿いにあるうらしま釣具店から松山町尾野見へ向かう市道中島中村線を都城志布志間高規格道路が横断していますが、そこから 100 メートル程の所から右に、細い道路を登った高台にあります。
		総会資料は 10 ページから 12 ページですが 11 ページをお開き下さい。図面の下半分〇〇さん、〇〇さんの間に少し空白がありますが、ここが高規格道で、この部分の工事は既に終わっており、市道中島中村線には高規格道の橋が架かっています。
		転用目的は太陽光発電施設です。今回の全体面積が山林を含めて 34,021 m ² で、造成面積が 32,921 m ² 、うち農地の転用面積が 22,143 m ² と、かなり大きな面積となっており、最大 2,872 k w の発電ができるパネルを設置する計画となっています。

これまで、お茶の成園や甘藷、飼料作物など、良好な農地として管理がされていましたが、そのほとんどの面積が、今回太陽光発電施設の設置ということで申請されたものです。また、譲渡人の3名は80歳前後の高齢ということもあって、今回の転用が進んだのではないかと思います。

周囲の状況は、北側は山林、東側は山林、南側は山林、西側は原野です。近くには既に太陽光発電施設が設置されている所もあり、今回転用がされると農地はほとんどなくなります。

排水につきましては、台地の形状から、雨水等がまとまるようなことはないと思われませんが、低地には300から450型の排水溝を設け、溜めますを通して市道の排水溝に流す設計となっています。特に、計画面積が大きいため、排水については道路管理者とも十分協議して不測の事態が発生しないよう指導いたしました。

申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいていないため第2種農地のその他の農地に該当します。

以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 山下

はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員

(なし)

議長 山下

ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場 委員

(異議なし)

議長 山下

異議なしと認めます。

次に、14ページ、番号46番を審議いたします。

同じく、現地を調査された吉松委員の報告をお願いいたします。

委員 吉松

議案第65号、番号46番についてご報告いたします。

調査日は8月8日、調査委員は大迫委員と私吉松の2名で、事務局から2人同行して貰いました。

譲渡人は、香川県丸亀市飯山町東坂元〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さ

んでした。

別紙説明資料は13頁から15頁になります。

申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。

転用目的は建売住宅、通路です。

場所につきましては、総会資料の13ページから15ページですが14ページをお開き下さい。上の見出し部分に5条と大きく書いてあるそのすぐ下に大きな道路がありますが、これが市道昭和弓場ケ尾線でその道路沿いにある、農地所有適格法人さかうえの事務所から南南東、西谷方向へ向かう市道北又線に排水溝がありますので、道路管理者とも協議して、周辺に迷惑をかけないようにするよう、指導いたしました。

周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は雑種地です。

申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま

す。
以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 山下

はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員

(なし)

議長 山下

ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場 委員

(異議なし)

議長 山下

異議なしと認めます。

次に、番号47番を審議いたします。

現地を調査された大迫委員の報告をお願いいたします。

委員 大迫

議案第65号、番号47番を報告いたします。

調査日は8月8日、調査委員は吉松委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。

譲渡人は、福岡県春日市星見ヶ丘〇丁目〇〇番地にお住まいの〇〇さん

		<p>でございます。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は16頁から18頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志から松山方面に向かう県道496号線、柿木志布志線にある柳橋から東1キロぐらい行った右手になります。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。斜面になっているため面積が大きくなっていますが、実際の設備面積は1,068㎡です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は山林、南側は田、西側も田です。排水につきましては、北側の排水路を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号48番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>議案第65号、番号48番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は8月8日、調査委員は上野委員、中之内委員と私立山です。事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿児島市真砂本町〇番〇〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役社長〇〇さんです。立会人は、〇〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙説明資料は19頁から21頁になります。</p>

		<p>申請地は 20 ページに記載されていますが、ここは、国道 220 号線沿いの菱田橋より西へ 200 メートル行ったところにあります。</p> <p>転用目的は駐車場です。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は雑種地、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側は宅地です。排水は、南側国道 220 号線の水路を利用するとのことで問題はないと思われます。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 65 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 66 号、非農地証明願の承認についてを議題いたします。</p> <p>16 ページ、番号 31 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、中之内委員説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 66 号、番号 31 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 8 月 8 日、調査委員は上野委員、立山委員と私と、事務局から 2 人でした。別紙資料は 22 ページから 24 ページでございます。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>立会人も〇〇さん本人でございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所ですが、宇都中学校より南西へ約 2 キロ、そうかい道の大名橋より</p>
委員	中之内	

		<p>西へ200メートルほど入ったところにございます。</p> <p>土地の状況ですが20年以上前に購入した時から、何も耕作をしていないということと、面積の半分は杉林となっており平地の部分についても碎石や砂利が混在しており、とても作付けはできない状況でございました。このことから、農地への復元は困難と考えられます。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は山林、南側は畑、西側は公衆用道路です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第7、議案第66号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第67号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査	中尾	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第67号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、18ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始に、番号30の願出人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町安楽字小迫下5068番 田 168平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志市役所志布志支所より、東へ200m進み、県道63号 志</p>

布志福山線を有明方向に4.5km進み、浦島釣具店の先の三差路を右折し、市道75号 弓場ヶ尾・曲瀬線を600m 進んだところの西側でございます。現在、原野化しております。

続いて、番号31の願出人は、神奈川県伊勢原市串橋〇〇番地の〇〇号にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町帖字湯田堀4008番1 畑 499平方メートルでございます。

申請地は、志布志町帖にあるひばり保育園より、県道499号 柿ノ木・志布志線を南へ700m進み、伸紘ゴルフセンターを右折し、市道403号 馬見ヶ塚1号線を西へ180m進んだところを左折し 300m進んだ所でございます。現在、宅地化しております。

続いて、番号32の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町伊崎田字八ツ俣2205番3 畑 1401平方メートルでございます。

申請地は、伊崎田小学校より、県道63号志布志・福山線を、大隅方向へ1.4km 進み、ローソン有明伊崎田店を左折し、広域農道を野神方向へ1.6km進んだ所の左側の土地でございます。現在、原野化しております。

最後に、番号33の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地 有限会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。

土地は、有明町山重字松ヶ迫10379番 田 560平方メートルでございます。

申請地は、山重小学校より、国道269号線を、北東 大隅方向へ2.4km 進んだ所を左折し、曾於市 市道を2.5km進んだ所の、曾於市内の、肉質研究牧場敷地の南側にあります飛び地でございます。現在、原野化しております。

現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号30と31を福岡委員、吉野委員、福重委員、番号32と33を萩迫委員、南委員、坪山委員でご提案いたします。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 山下

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第8、議案第67号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。
次長兼係長	桑迫	次に、日程第9、議案第68号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。 最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。 はい議長。 それでは、議案第68号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。 議案書は、20ページから21ページとなっております。 最初に20ページの総括表についてご説明致します。 公告日は平成29年8月31日で、樹園地が3,276㎡です。所有権を移転する者1人、所有権の移転を受ける者1人で、売買によるものです。 次に、21ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。 番号24の所有権を移転する者は、志布志町安楽の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、お茶生産の規模拡大を図るといことです。 設定面積は、2筆で3,276㎡の畑で、土地代金は190万円です。移転時期等につきましては、平成29年9月8日を予定しております。 以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	山下	ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局で説明いた

主幹兼係長 新村

します。

議案第68号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。

議案書は、22頁から59頁となっております。

通常分と志布志市農業公社分と2つに分けてご説明申し上げます。

まずは、通常分について、議案書22頁の利用権設定の総括表を説明いたします。

公告日は、平成29年8月31日で始期は平成29年9月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は10月1日となります。

設定期間は、1か月から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。

利用権の設定面積は、田が8,506㎡、畑が19万728㎡、樹園地が9万616㎡で、合計しますと28万9,850㎡です。うち更新分は13万1,562㎡となっております。利用権の設定をする者の数が34名で、利用権の設定を受けようとする者の数が20名であります。

利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より14名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、23頁から49頁の明細表をご確認ください。

次に、志布志市農業公社の分についてご説明申し上げます。

まず、議案書50頁の総括表でご説明申し上げます。

公告日は平成29年8月31日で、始期が平成29年9月1日です。設定期間は、4年11月です。

利用権の設定面積は、田が5万5,568㎡、畑の2,177㎡です。合計しますと5万7,745㎡です。利用権の設定をする者の数は19名で、利用権の設定を受けようとする者は1名であります。

詳細につきましては、51頁から59頁の明細表をご確認ください。

以上で、議案第68号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 山下

ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、まず23ページ、番号1番から番号3番までを審議いたします。

これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、24 ページ、番号4 番を 審議いたします。 番号4 番は、長岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。
議長	山下	(長岡委員 退席) それでは、24 ページ 番号4 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。 (長岡委員 入室)
議長	山下	次に、24 ページ、番号5 番から、46 ページ、番号34 番までを審議いたします。
議長	山下	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、46 ページ、番号35 番を 審議いたします。 番号35 番は47 ページに続きます。 番号35 番は、立山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、立山委員には、ここで、退席をお願いいたします。
		(立山委員 退席)

議長	山下	それでは、46 ページ 番号 35 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで立山委員の入室を許可します。 (立山委員 入室)
議長	山下	次に、48 ページ、番号 36 番から 49 ページ、番号 40 番までと、22 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、51 ページ、番号 1 番から 59 ページ番号 21 番までと、50 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 9、議案第 68 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第 10、議案第 69 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。 事務局で説明いたします。
次長兼係長	桑迫	はい議長。 それでは、議案第 69 号の 農業経営基盤 強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。

議案書は61ページとなっています。

番号23番の申出者〇〇さんは、志布志町安楽にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町内之倉字西中畑1188番2 畑で2,508㎡と、同じく1195番5 畑で2,124㎡の2筆です。

土地の場所ですが、県道南之郷志布志線の森山の専念寺の50メートルほど先から市道森山・樽野線を北へ700メートルほど進み右折し、市道樽野・山久保線を山久保方向へ300メートルほど行ったところにあります。畑は、現在甘藷が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、橋口委員と道山委員でご提案いたします。

番号24番の申出者〇〇さんは、有明町野井倉にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野井倉字下段4971番11 田で988㎡のほか10筆 5,993㎡と、字上苑上5413番 田で987㎡の合わせて12筆です。

土地の場所は、下段の4971番11は、市道飯山・通山1号線とグリーンロードの交差点から志布志方向へ100メートルほど進んだところから北へ50メートルほど入ったところにあります。

5000番3と5007番1は、先ほどのグリーンロードの交差点から市道を飯山方向へ200メートルほど進んだところから西へ100メートルほど進んだところにあります。

5020番1から5038番4の6筆は、市道吉村・押切線とグリーンロードの交差点からグリーンロードを志布志方向へ50メートルほど進んだ左側にあり、5067番1と5067番2は、この交差点から志布志方向へ100メートルほど行き、南へ100メートルほど進んだところにあります。

上苑上の5413番は、更に南へ200メートルほど進んだところにあります。田は、現在 稲が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、野口委員と南委員でご提案いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。

ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。

議長 山下

会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 10、議案第 69 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あつせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。 指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。 以上で、全日程を終了いたしました。 これで、本日の会議を終了いたします。 ご苦労様でした。